

議題(2)その他について

ア 国保運営協議会委員改選について

- ・現在の任期 令和元年10月19日まで
- ・次回の任期 令和元年10月20日から令和4年10月19日まで
 ※改正国民健康保険法施行令が平成30年4月1日に施行され、第4条に定められている運営協議会委員の任期が、2年から3年に変更された。
- ・保険医等代表、公益代表については8月に推薦を依頼済み。
 被保険者代表については個別に依頼予定。

イ 今後の予定について

- ・令和3年度以降の税率等について
 平成29年度諮問の折の資料(資料8)より、資産割税率については令和9年度まで設定済み。所得割・均等割・平等割について、3年度分を3年毎に設定する方針となっているため、令和2年度に、令和3年度から令和5年度までの税率を改正する必要があります。

《参考》

平成30年度決算をもとに、決算補填等繰入金を解消するための上げ幅のイメージを掴むための試算を行うと、下表のようになります。

(実際の税率改正のための試算とは異なります。)

①削減・解消を求められている「決算補填等繰入金」	5億1,600万円
②H31.3末現在被保険者数	30,554人
③(①÷②)	16,888円/人
④H30決算 1人当たり調定額(調定額÷②)	94,571円/人
⑤(③+④)	111,459円/人 現状④より17.9%増
⑥H31.3末現在加入世帯数	18,891世帯
⑦(①÷⑥)	27,315円/世帯
⑧H30決算 1世帯当たり調定額(調定額÷⑥)	152,958円/世帯
⑨(⑦+⑧)	180,273円/世帯 現状⑧より17.9%増

税率改正に当たっては、被保険者数・加入世帯数の動向や、県が算出する納付金額(H30決算約42億8千万円、H31予算約41億9千万円)の影響が大きい
 ため、納付金の算定に関わる医療費の適正化や、収納率の一層の向上により、
 決算補填等繰入金の削減に努めていく必要があります。